



前最高裁判所判事

宮川光治会員

東京弁護士会出身の最高裁判所判事である宮川光治会員が、本年2月27日に定年退官されました。今月号のインタビューでは、約3年6か月にわたり最高裁判事を務められた宮川会員に、最高裁判事の職務内容や、最高裁判事を支える職員の仕事ぶり、反対意見を書かれた事件や社会的に注目を集めた事件についての思い等を、忌憚なくお話しいただきました。

(聞き手・構成：臼井 一廣，山添 健之)

——約3年6か月の任期中、多くの事件を担当されたと思いますが、具体的には何件の事件を担当されたのですか。

平成23年12月末日現在の資料しか手元にありませんので、概数でしか説明できませんが、第1小法廷の民事・行政事件が約3500件（上告事件及び上告受理申立事件の併行申立を1件とカウントした場合）、刑事事件が約2500件、特別抗告等その他の事件が約2000件ありました。このうち約5分の1が、私の主任事件となります。また、大法廷事件は8件（ただし、実質的に重要な事件としては、平成19年参議院選挙定数訴訟、高知東洋町議りコール訴訟、空知太神社事件、平成21年衆議院選挙定数訴訟、裁判員制度合憲訴訟の5件）ありました。うち、先例価値あるものとして、判例集・裁判集に登載・登載予定のものは、約135件ほどでしょうか。

——これだけ多くの事件を処理するために、毎日どのようなスケジュールで職務にあたっておられたのですか。

毎日午前8時45分に迎えが来て、自宅が近いので9時少し前には登庁し、9時きっかりに仕事を始めます。持ち回り審議事件、すなわち評議室で審議をしない事件の「第一波」が、10件程度机上に並んで

いて、これを処理します。お昼ころには「第二波」、午後3時ころには「第三波」がきて、午後5時15分には退庁します。裁判官が退庁しないと、秘書官、事務官、送迎を担当する運転技官が退庁できないため、残業はしません。5時半には家に着き、入浴・食事を終え、7時のニュースを見た後、7時半ころから毎日4、5時間は仕事をしていました。時には、すぐ就寝し、午前2時か3時ころ起床して朝食時まで仕事をしていました。土日は、どちらか一日は、ほぼ同じ時間量、仕事をし、一日は、散歩をしたり、映画館で映画を観たり小説を読んだりしていました。難件が重なっているときは、その一日もつぶれます。昨年の秋から退官直前までは、そういう状態でした。

しかし、1年中、こういう状態が続くということではなくて、調査官から審議案件の調査報告書が上がってこなかったり、さしたる検討を要しない事案が続いたりして、暇を持て余すことが何か月も続いたこともあります。また、5月は憲法週間で、1か月間法廷も審議もありません。夏休みもあります。要は、時間コントロールであり、オンとオフの切り替えをうまく行えば、最高裁判事生活は、決して健康を損なうほどの激務というわけではありません。3年6月の間、

法律書以外の書物を結構読みましたし、電子ブックで未読の藤沢周平作品を読破しました。ネットワーク・オーディオのシステムを構築して音楽を楽しみ、レンタルDVDで近作の映画を随分観ました。

——弁護士としての仕事のスタイルと、最高裁判事としての仕事のスタイルは、やはり大きく違うものですか。

最高裁判事には、非常に手厚いサポート体制があります。まず、一人の裁判官に、秘書官（東京地裁の主任クラスの書記官が任命される）1名、事務官1名、運転技官1名が専属について、一つのチームを組むのです。いわば「宮川チーム」ですね。私は、素晴らしい職員に恵まれ、快適に仕事ことができました。次に、調査官室のサポートが素晴らしく、検討すべき論点に関する調査はほぼ完璧であり、追加調査を依頼すると、数日で追加報告書が上がってきます。調査官室は総勢37名、首席調査官の下、民事、刑事、行政の3グループに分かれ、各グループは一人の上席調査官により統括されています。比較制度的にみても、たいへん充実した、成功したシステムであると思います。

——チームのメンバーとは、仕事以外の関わりもあったのですか。

秘書官や事務官の二人とは、可能な限り外で一緒に昼食をとっていました。赤坂、番町と足を伸ばし、ウォーキングがてら、早足で靖国神社あたりまで行き、食事をして、早足で戻って来ということもありました。また、運転技官も含めて4名で、飲み会をしたり、誕生会のお茶会をしたり、半日休みをとってコンサートに行ったり、美術館に出かけたり、隣の国立劇場で落語を楽しんだりしました。そうした時間は、仕事のストレスから解放されます。

——持ち回り事件と審議事件は、それぞれどのように処理されるのでしょうか。

持ち回り事件は、原則としてその日のうちに処理します。時間をかけて検討する必要があるという事件は、一旦脇に置き、他の事件の処理が終わった後、じっくりと考えます。私の場合は、自宅に持ち帰ってさらに検討するということをしていました。

審議案件は、第1小法廷の場合、毎週木曜日に評議室に集まり審議します。月曜日にも審議日程が入ることがあります。調査官報告書と添付の判例・文献等の資料、原審判決、1審判決、上告関係の書面等を読み、自分の見解をまとめます。主任の事件では審議用説明メモを作成します。他の裁判官が主任の事件について、意見メモを作成したことも多くありました。審議の場には、担当調査官が立ち会い、事件によっては上席調査官も立ち会うことがあります。審議がまとまると、次には判決案の審議に入り、法廷意見が確定して、個別意見がある場合は、その検討のための審議日がさらに入ります。以上の経緯を経てから、判決言渡し期日、あるいは弁論期日を指定するという展開です。

——任期中、大変多くの事件を担当されておられますが、一番記憶に残っている事件はどのような事件ですか。

難しい質問ですね。ただ一つあげるとすると、私をはじめて主任となった事件で、中国残留婦人の国家賠償請求事件があげられます。この事件は当初、持ち回り事件だったのですが、私は、審議すべきと考え、記録を読み、長い説明メモを作ってあらかじめ配布し、評議日に議論しました。しかし、結論は上告不受理となり、不受理決定に反対意見を付すこととなりました。

——上告を受理して最高裁の判断を示すべきと考えたわけですね。

そうです。実は、私は1942年に中国青島で生まれ、北京、天津を経て引き揚げ帰国したという経験があるので。混乱の中、北京から天津に移動する際に、

私は行方不明となり、当時17歳の姉が見つげ出し救出してくれたということがありました。そうしたことから、中国に残された子供たちのその後については、個人的に深い関心がありました。

私は、戦前の政府の先行行為の結果として悲惨な被害をもたらされたのであり、特別な立法によらなくても、条理によって、少なくとも日本への帰国が実現した後に関しては必要な自立支援策を講ずる法的義務が国にあるといえるのではないかと考えました。おそらく、個人的な経験がなかったとしても同じように考えたと思いますが、反対意見を付すことまでしたかは分かりません。

——上告不受理決定に、反対意見が付されることもあるのですか。

不受理の決定に対して、反対意見が付されたという先例は、少なくとも第1小法廷ではありませんでした。不受理決定は、全てが全員一致ではありませんが、その場合であっても、反対意見は付さないというのが慣行であったと思います。当時の同僚の方々が付すことに同意されたことには、感謝しています。

——一般に、評議での議論はどのようになされるものですか。

第1小法廷では、全員一致の判決を下すために、可能な限りの努力がされていたと思います。私は、任期中、2年少しの間、第1小法廷の前任裁判官の地位にありました。前任裁判官とは、小法廷で一番早くに就任した裁判官で、第1小法廷では原則として審議の議事運営をすることになっています。前任裁判官として私は、全員一致の判決とすることに尽力しました。全員一致の判決こそ強い力を持つと思います。例として、大法廷での裁判員裁判の合憲判決があります。大法廷判決で、全員一致というのは少ないと思います。しかもこの判決は、補足意見がありません。最高裁判事全員の決意を示した迫力の

ある判決になっていると思います。

——全員一致の判決を目指して努力をしても、やはり意見が対立することもありますよね。ご自身は、いくつか反対意見を付されていますが。

裁判官の思想、人生観、社会観そのものが試される事件、いわゆる「ハードケース」では、すりあわせることは困難です。そのような事件の典型として、いわゆる君が代訴訟がありました。第1小法廷係属事件は計8件あり、少数者の精神的自由、とりわけ教育者の精神の自由に関わる問題であると考え、いずれも反対意見を付しました。もっとも、実質的には、職務命令の違憲訴訟、懲戒処分の裁量違法訴訟、差し止め等予防訴訟の3類型、3件とみることができます。そのほかに反対意見を付したのは、大法廷事件が2件、小法廷事件が3件あります。

——光市母子殺害事件のように、社会的に注目を集める事件に対して、最高裁判事として判断を下すことについて、特別な思いはありましたか。

少年事件では、私も、いわゆる長良川・木曾川のリンチ殺人事件で、原審の死刑判断をやむを得ないと判断したことがあります。しかし、光市の事件については、どうしても原審判断を肯定できませんでした。第1次上告審の判断がありますので、随分と迷いました。記録を読み込んで考えるしかないと思い、確か17冊の記録を判事室に運んでもらい、最初の頁から3週間ほどかけて読みました。遺族の方々の供述調書、証言録を読んで、非常につらい思いもしましたが、読み終えて、やはり原審の判断は是認できないと考え、反対意見を付す決断をしました。異例の行為でもありますので、苦しい思いはありましたが、現在は良かったのではないかと考えています。

——補足意見を多く付されていますが、どういう場合に付されたのでしょうか。

弁護士出身の最高裁判事として、
論理・秩序からのみ考えずに、人間の側からも考え、判断していきたい。
このことは、任期中、貫いたと思います。

宮川 光治

付した補足意見の数は、20件ほどだと思います。行政事件と金融取引や保険関係の事件が比較的多いと思います。込み入った複雑な議論ではなく、わかりやすく、シンプルに考えるということが基本です。行政事件では、行政争訟を実質的にしやすくする方向で補足しました。金融取引関係事件では、結果として銀行や信託銀行を勝たせていますが、事業活動を活性化する方向での意見を付しました。保険関係では、消費者から見た約款とその解釈の在り方に関して意見を付しました。

——弁護士出身の最高裁判事として、どのような思いで職務にあたられましたか。

私が最高裁判事就任の際に述べた抱負が三つあります。

一つは、「弁護士の職務というのは、法を秩序の側からみるのではなく、人間の側からみることにある。だから、最高裁判事としても、論理・秩序からのみ考えずに、人間の側からも考え、判断していきたい」と述べました。このことは、任期中、貫いたと思います。

二つ目は、「大いに、さわやかに議論したい」と述べました。これも実行できたと思います。

三つ目は、「判断をわかりやすい論理と言葉で示したい」と述べました。明快な、わかりやすい論理と文章で、かつ簡潔に判断を示すよう努力しました。これは、どうでしょうか。

——若手の会員に対して、メッセージを頂けますか。

弁護士という職業は、今の経済情勢の中では、非常に厳しい状況におかれているかと思います。つらいことがいろいろあると思いますが、しかし、これだけ自由でやりがいのある職業はないと思います。何よりも、仕事が「公共」に直結している。研鑽を積み、誠実に仕事をしていく。10年、20年と積み上げていけば、良い仕事に恵まれ、良い人生を送ることができる素晴らしい職業であると思います。

私の自戒の言葉として、「精神のない専門人、心情のない享楽人。この無のものは、かつて達せられたことのない人間性の段階にまですでに登りつめたと自惚れるのだ。」という、マックス・ウェーバーの言葉があります。専門家は、精神のない存在であってはならないし、生を楽しむ場合も心情が大切であるということを行っていると感じています。ぜひ、気概を持って、誇り高く、誠実に生きてもらいたいと思います。

プロフィール みやかわ・こうじ

1942年生まれ。名古屋大学大学院法律研究科修士課程修了後、司法修習生（第20期）。1968年東京弁護士会へ登録。1989年司法研修所民事弁護教官、1993年東京弁護士会司法修習委員会委員長、1995年日弁連編集委員会委員長、1996年日弁連司法基盤整備・法曹人口問題等基本計画策定協議会座長、2003年最高裁判法修習委員会委員、同年法務省司法試験実施に係る研究調査会・在り方検討グループ委員、2004年法務研究財団法科大学院認証評価事業・評価委員会委員、2005年日弁連懲戒委員会委員長等。2008年9月3日から2012年2月27日まで最高裁判所判事。